

制度概要

目的	工業系事業所の立地を促進し、市民の雇用創出と産業基盤の強化・発展を図るため、以下の支援を行います。
対象事業	製造業、情報通信業、自然科学研究所の事業が対象です。 事業所の附帯設備（倉庫、資材置場、駐車場など）のみの設置は対象外です。
対象地域	市内の工業地域・準工業地域での立地に限ります。
立地形態	次のいずれかによって立地すること。 事業所の新設 事業所の増設 事業所の移設 貸工場の賃借
支援対象者	次の者に支援します。 上記の事業所を立地し、操業する者 上記の事業所を賃貸するために、貸工場を新設する者 上記の事業所を立地するために、用地を提供する者

支援メニュー

区分	制度名	支援内容	期間
事業所の 新設 増設 移設	企業立地奨励金	土地・家屋・償却資産の 固定資産税・都市計画税の 1/2 相当額	3 年間（又は 5 年間）
	雇用奨励金	市民 1 人につき 20 万円（1,000 万円限度）	1 回限り
	埋蔵文化財試掘 調査補助金	試掘経費の 1/2 相当額（50 万円限度）	1 回限り
貸工場の 賃借	企業立地奨励金	上記と同じ（償却資産のみ対象）	3 年間（又は 5 年間）
	雇用奨励金	上記と同じ	1 回限り
	貸工場賃料補助 金	月額賃料の 1/10 相当額（10 万円限度）	36 ヶ月（又は 60 ヶ月）
貸工場の 新設	貸工場新設奨励 金	土地・家屋・償却資産の 固定資産税・都市計画税の 1/2 相当額	2 年間
	埋蔵文化財試掘 調査補助金	上記と同じ	1 回限り
事業用地 の提供	事業用地提供奨 励金	土地の 固定資産税・都市計画税の 1/2 相当額	1 回限り

こんな場合にご利用ください

現在、伊丹市内に事業所がある	事業所の新設	<p>新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、市内の別の場所に新たな工場を建てたい。</p> <p>現在の事業所から、試験研究部門を独立させるので、市内の別の場所に研究所を建てたい。</p>
	事業所の増設	<p>製造ラインを増設するために、同じ敷地内で現在の事業所を増築したい。</p> <p>現在の事業所が狭いので、隣地を賃借し、境界塀を取り除き増築したい。</p>
	事業所の移転	<p>現在の事業所が手狭になったので、売却し、市内の別の場所に事業所を建てたい。</p> <p>現在の事業所を貸工場としてA社に貸し、自分は市内の別の場所に事業所を建てたい。</p> <p>市内に本社と第2工場がある。隣地を買収したので、本社の隣りに第2工場を移したい。</p>
	貸工場の賃借	<p>新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、市内の別の場所に貸工場を借りたい。</p> <p>現在の事業所が手狭になったので、売却し、市内の別の場所に貸工場を借りたい。</p>
現在、伊丹市内には事業所がない	事業所の新設	<p>新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、伊丹市内に第2工場を建てたい。</p> <p>現在の事業所が手狭になったので、売却し、伊丹市内に事業所を建てたい。</p> <p>現在の事業所を貸工場としてA社に貸し、自分は伊丹市内に事業所を建てたい。</p> <p>3箇所の工場があり、それを集約するために、伊丹市内に新しい事業所を建てたい。現在のものは売却する。</p>
	貸工場の賃借	<p>新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、伊丹市内に貸工場を借りたい。</p> <p>現在の事業所が手狭になったので、売却し、伊丹市内に貸工場を借りたい。</p>
貸工場を建てる	貸工場の新設	<p>現在の貸工場が古くなったので、建替えをする。</p> <p>土地を相続したので、貸工場を建てたい。</p>
土地を売る	事業用地の提供	<p>伊丹市外に事業所を移転することになった。跡地を製造業の会社に売りたい。</p> <p>複数の工場を1箇所に集約するので、跡地を処分したい。</p> <p>農地の転用を考えている。</p>

事業所を新設する場合（市内・市外事業者）

対象者	事業所を新築して対象事業を開始する事業者が対象です。 市に立地計画を提出し、市の認定を受けなければなりません。 事業所の附帯設備（倉庫、資材置場、駐車場など）のみの設置は対象外。
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
対象事業	製造業、情報通信業、自然科学研究所
立地形態	市内事業者の場合 事業拡張のため、市内の既存事業所とは別に新たな事業所（第2工場など）を新築又は購入による立地 市外事業者の場合 既存事業所の存廃に関わらず、市内に新たな事業所を新築又は購入による立地
事業所規模	敷地面積及び延床面積がいずれも 500 m ² 以上であること
投下固定資産総額	新設のために新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上であること。 土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものの。 家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものの。 償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものの。
操業開始時期	立地計画認定申請日以降に、土地を購入又は賃借して建設工事に着手する場合は、市の企業立地計画認定日から 3 年以内に操業を開始すること。 先に土地を所有又は賃借して、立地計画認定申請日以降に、建設工事に着手する場合は、市の立地計画認定日から 2 年以内に操業を開始すること。 上記以外の場合は、市の立地計画認定日から 1 年以内に操業を開始すること。
支援内容	企業立地奨励金 新設によって新たに取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 を 3 年間（特定成長分野事業は 5 年間）助成します。 操業後、最初の課税分から対象。 土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものが対象。 家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものが対象。 償却資産は、新工場に設置するために新たに取得したものが対象。 雇用奨励金 伊丹市民の新規常用雇用 1 人当たり 20 万円を助成（限度 50 人）します。 正規従業員として 1 年以上の雇用の実績が必要。 立地計画認定申請日から対象事業を開始するまでの期間内に、正規従業員（雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約）として雇用された者が対象。 埋蔵文化財試掘調査補助金 試掘調査経費の 1/2 を助成（限度 50 万円）します。
その他要件等	事業所の建設及び事業開始に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止を講じてください。 国税及び市税を滞納していないこと。 伊丹市民の雇用に努めてください。 対象事業は、10 年以上継続してください。 市内産業の振興、地域経済の発展にご協力をお願いします。

事業所を増設する場合（市内事業者）

対象者	事業所を増築又は建替えて対象事業を開始する事業者が対象です。 市に立地計画を提出し、認定を受けなければなりません。 事業所の附帯設備（倉庫、資材置場、駐車場など）のみの設置は対象外。
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
対象事業	製造業、情報通信業、自然科学研究所
立地形態	市内事業者が事業拡張のため、既存事業所と同一敷地内（増設のために隣地を買収・賃借する場合を含む）で、増築又は建替えによる立地
事業所規模	増設前よりも延床面積が 500 m ² 以上増加すること。
投下固定資産総額	増設のために新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上であること。 土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものの。 家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものの。 償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものの。
操業開始時期	立地計画認定申請日以降に、土地を購入又は賃借して建設工事に着手する場合は、市の企業立地計画認定日から 3 年以内に操業を開始すること。 先に土地を所有又は賃借して、立地計画認定申請日以降に、建設工事に着手する場合は、市の立地計画認定日から 2 年以内に操業を開始すること。 上記以外の場合は、市の立地計画認定日から 1 年以内に操業を開始すること。
支援内容	<p>企業立地奨励金 増設によって増加した部分の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 を 3 年間（特定成長分野事業は 5 年間）助成します。 操業後、最初の課税分から対象。 土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものが対象。 家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものが対象。 償却資産は、増設工場に設置するために新たに取得したものが対象。</p> <p>雇用奨励金 伊丹市民の新規常用雇用 1 人当たり 20 万円を助成（限度 50 人）します。 正規従業員として 1 年以上の雇用の実績が必要。 立地計画認定申請日から対象事業を開始するまでの期間内に、正規従業員（雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約）として雇用された者が対象。</p> <p>埋蔵文化財試掘調査補助金 試掘調査経費の 1/2 を助成（限度 50 万円）します。</p>
その他要件等	事業所の建設及び事業開始に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止を講じてください。 国税及び市税を滞納していないこと。 伊丹市民の雇用に努めてください。 対象事業は、10 年以上継続してください。 市内産業の振興、地域経済の発展にご協力をお願いします。

事業所を移設する場合（市内事業者）

対象者	<p>事業所を移設して対象事業を開始する事業者が対象です。</p> <p>市内移転とし、市外からの転入は含みません。</p> <p>市に立地計画を提出し、認定を受けなければなりません。</p> <p>事業所の附帯設備（倉庫、資材置場、駐車場など）のみの設置は対象外。</p>
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
対象事業	製造業、情報通信業、自然科学研究所
立地形態	市内事業者が事業拡張のため、市内移転を目的に既存事業所を廃止して、新たな事業所の新築又は購入による立地
事業所規模	移設前よりも延床面積が 500 m ² 以上増加すること。
投下固定資産総額	<p>移設のために新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上であること。</p> <p>土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものの。</p> <p>家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものの。</p> <p>償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものの。</p>
操業開始時期	<p>立地計画認定申請日以降に、土地を購入又は賃借して建設工事に着手する場合は、市の企業立地計画認定日から 3 年以内に操業を開始すること。</p> <p>先に土地を所有又は賃借して、立地計画認定申請日以降に、建設工事に着手する場合は、市の立地計画認定日から 2 年以内に操業を開始すること。</p> <p>上記以外の場合は、市の立地計画認定日から 1 年以内に操業を開始すること。</p>
支援内容	<p>企業立地奨励金</p> <p>移設によって増加した部分の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 を 3 年間（特定成長分野事業は 5 年間）助成します。</p> <p>操業後、最初の課税分から対象。</p> <p>土地は、立地計画認定申請日から前 3 年以内又は申請日以降に取得したものが対象。</p> <p>家屋は、立地計画認定申請日以降に取得したものが対象。</p> <p>償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものが対象。</p> <p>雇用奨励金</p> <p>伊丹市民の新規常用雇用 1 人当たり 20 万円を助成（限度 50 人）します。</p> <p>正規従業員として 1 年以上の雇用の実績が必要</p> <p>立地計画認定申請日から対象事業を開始するまでの期間内に、正規従業員（雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約）として雇用された者が対象。</p> <p>埋蔵文化財試掘調査補助金</p> <p>試掘調査経費の 1/2 を助成（限度 50 万円）します。</p>
その他要件等	<p>事業所の建設及び事業開始に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止を講じてください。</p> <p>国税及び市税を滞納していないこと。</p> <p>伊丹市民の雇用に努めてください。</p> <p>対象事業は、10 年以上継続してください。</p> <p>市内産業の振興、地域経済の発展にご協力をお願いします。</p>

貸工場を賃借する場合（市内・市外事業者）

対象者	貸工場を賃借して対象事業を開始する事業者が対象です。 市に立地計画を提出し、認定を受けなければなりません。 事業所の附帯設備（倉庫、資材置場、駐車場など）のみの設置は対象外。
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
対象事業	製造業、情報通信業、自然科学研究所
立地形態	市内事業者の場合 既存事業所の存廃に関わらず、貸工場を賃借して新たな事業所を立地 市外事業者の場合 既存事業所の存廃に関わらず、貸工場を賃借して新たな事業所を立地
事業所規模	貸工場の敷地面積及び賃借する延床面積がいずれも 500 m ² 以上のこと。
投下固定資産総額	操業のために新たに取得した償却資産の額が、大企業 1 億円以上、中小企業 3 千万円以上であること。 償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものの。
操業開始時期	賃借する貸工場の新築工事が、立地計画認定申請日以降に着手される場合は、市の立地計画認定日から 2 年以内に操業を開始すること。 上記以外の場合は、市の立地計画認定日から 1 年以内に操業を開始すること。
支援内容	<p>企業立地奨励金 操業のために新たに所得した償却資産に係る固定資産税の 1/2 を 3 年間(特定成長分野事業は 5 年間) 助成します。 操業後、最初の課税分から対象。 償却資産は、新事業所に設置するために新たに取得したものが対象。</p> <p>雇用奨励金 伊丹市民の新規常用雇用 1 人当たり 20 万円を助成（限度 50 人）します。 正規従業員として 1 年以上の雇用の実績が必要。 立地計画認定申請日から対象事業を開始するまでの期間内に、正規従業員（雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約）として雇用された者が対象。</p> <p>貸工場賃料補助金 平成 21 年 1 月 1 日以降で、かつ立地計画認定申請日から前 2 年以内又は申請日以降に竣工された貸工場（投下固定資産総額が 3 千万円以上のもの、貸工場新設者の投下固定資産総額の要件を準用）を賃借すること。 月額賃料の 1/10（限度 10 万円）を 36 月間（特定成長分野事業は 60 月間）助成します。</p>
その他要件等	<p>事業開始に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止を講じてください。</p> <p>国税及び市税を滞納していないこと。</p> <p>伊丹市民の雇用に努めてください。</p> <p>対象事業は、10 年以上継続してください。</p> <p>市内産業の振興、地域経済の発展にご協力をお願いします。</p>

特定成長分野事業

次の事業を行う場合は、立地奨励金及び賃料補助金の交付期間が延長されます。

分 野	主な事業（例示）
情報通信関連分野	情報通信関連機器及びその部品の研究開発又は製造
新材料関連分野	セラミックス、金属、高分子等の新素材・新材料及びこれらを応用した製品の研究開発又は製造
航空機・自動車関連分野	航空機、自動車及びその関連製品並びにその部品の研究開発又は製造
環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究開発又は製造
生活・福祉関連分野	少子化・高齢化等市民の生活変化に対応した医療福祉関連機器及び衣食住の生活の質を高める製品の研究開発又は製造

事業所を新設・増設・移設、貸工場を賃借する場合の手続き

立地計画の認定申請	<p>立地計画が決まりましたら、計画書を提出し市の認定を受けてください。遅くとも事業開始の60日前までにお願ひします。認定がなければ支援することはできません。</p> <p>認定申請書（様式1） 立地計画書 定款又は寄付行為（個人の場合は、事業概要のわかるもの） 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し） 直近事業年度の営業報告書、損益計算書、貸借対照表（個人の場合は、これらに相当する書類） 事業投資額を証する書類（土地・家屋・償却資産の売買契約書・請負契約書・見積書など） 立地計画に係る敷地、事業所の配置図面 償却資産の明細書 貸工場を賃借する場合は、賃貸借契約書又は賃借物件説明書の写し 賃借する貸工場がこの制度による新設の場合は、貸工場の建設概要のわかる書類・図面 立地計画審査会 審査会にて審査を行います。場合によっては、会社概要や立地計画の詳細等についてプレゼンテーションをお願いすることがあります。</p>
立地計画の変更申請	<p>立地計画の認定後、対象事業を開始するまでの間に、計画の変更が生じたときは変更申請を提出してください。</p> <p>変更申請書（様式2） 変更内容が確認できる書類 なお、次のような場合は不要です。ただし、変更することで資格要件に合わなくなる場合は、変更申請が必要です。 立地面積が20%以内で増減するとき。 投下固定資産総額が20%以内で増減するとき。 対象事業の開始時期が3月以内で前後するとき。</p>

<p>工事着手届 事業開始届 事業休止・廃止届</p>	<p>次の場合に必ず届出をお願いします。 工事着手のとき 工事着手届出書 操業開始のとき 事業開始届 操業休止又は事業廃止のとき 事業休止・廃止届</p>
<p>奨励金等の申請</p>	<p>次の期限までに申請してください。 企業立地奨励金 事業開始後、固定資産税・都市計画税の納税通知を受けた日から翌年の3月末まで（毎年度） 奨励金等交付申請書（様式3） 固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し 土地の売買契約書の写し（初回申請時のみ） 家屋の工事請負契約書等の写し（初回申請時のみ） 新設した設備に係る償却資産申告書に準ずる書類（初回申請時のみ） 土地・家屋の登記事項証明（初回申請時のみ） 雇用奨励金 事業開始日から1年後の日の属する年度内 奨励金等交付申請書（様式3） 対象者に係る雇用契約書の写し 対象者に係る住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 埋蔵文化財試掘調査補助金 企業立地奨励金の初回時の申請と同時に 奨励金等交付申請書（様式3） 試掘調査に係る請負契約書等の写し 試掘調査に係る見積書又は請求書の写し 貸工場賃料補助金 事業開始後、各年度の3月末 奨励金等交付申請書（様式3） 貸工場の賃貸借契約書の写し（初回申請時のみ） 貸工場の登記事項証明など、この制度による新設の貸工場であると確認できる書類（初回申請時のみ）</p>
<p>奨励金等の請求</p>	<p>奨励金等の交付申請と同一年度内に請求してください。 奨励金等交付請求書（様式6）及び関係書類 奨励金等は年間分を一括して、年度末又はその翌月に振込みます。</p>
<p>地位承継の承認申請</p>	<p>合併、分割、相続、譲渡など、権利義務の承継が必要となった場合は、承認申請書を提出してください。 継承承認申請書（様式7） 内容が確認できる書類</p>



貸工場を新設する場合（法人・個人）

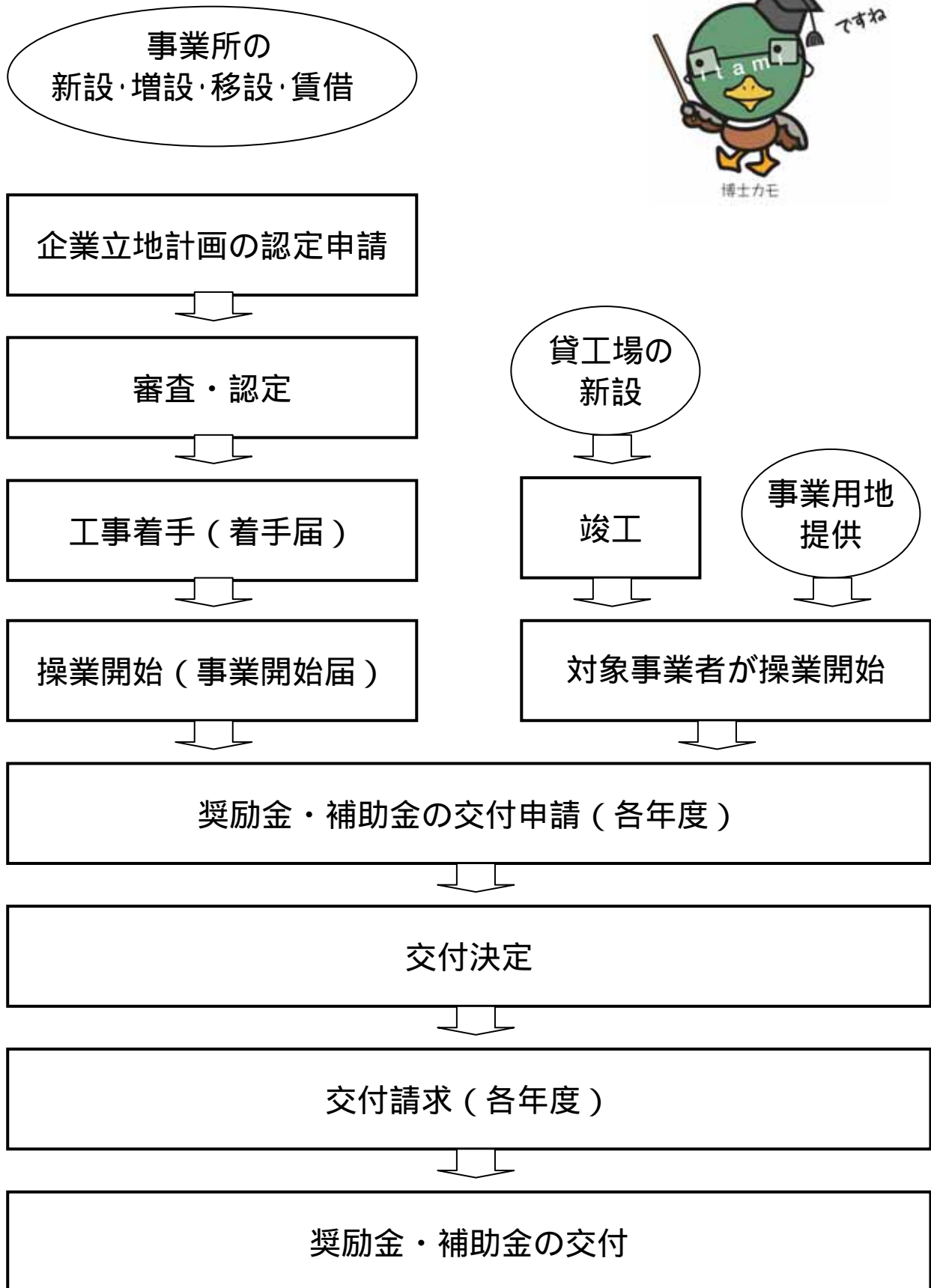
対象者	対象事業を開始する事業者（対象事業者）に賃貸するために、新たに貸工場を新設する者が対象です。 対象事業者が市の認定を受けていなければなりません。
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
設置形態	貸工場の新築又は建替えが対象になります。 貸工場の竣工日が、21年1月1日以降であって、対象事業者の立地計画認定申請日から前2年以内又は申請日以降であること。 対象事業者が賃借して事業を開始することが必要。
貸工場規模	敷地面積及び対象事業者に賃借する延床面積がいずれも500㎡以上のこと。
投下固定資産総額	新設のために新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、3千万円以上であること。 土地は、対象事業者の立地計画認定申請日から前3年以内又は申請日以降に取得したもの。 家屋は、対象事業者の立地計画認定申請日から前2年以内又は申請日以降に取得したもの。 償却資産は、新貸工場に設置するために新たに取得したもの。
支援内容	貸工場新設奨励金 新設のために新たに所得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税のうち、対象事業者が賃借する面積割合で按分した税額の1/2を2年間助成します。 対象事業者の操業後、最初の課税分から対象。 土地は、21年1月1日以降であって、かつ、対象事業者の立地計画認定申請日から前3年以内又は申請日以降に取得したものが対象。 家屋は、対象事業者の立地計画認定申請日から2年以内又は申請日以降に取得したものが対象。 償却資産は、新貸工場に設置するため、新たに取得したものが対象。 埋蔵文化財試掘調査補助金 試掘調査経費の1/2を助成（限度50万円）します。
その他要件等	貸工場の建設に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止を講じてください。 国税及び市税を滞納していないこと。
奨励金等の申請	次の期限までに申請してください。 貸工場新設奨励金 対象事業者が事業開始後、固定資産・都市計画税の納税通知を受けた日から翌年の3月末まで（毎年度） 貸工場新設奨励金等交付申請書（様式4） 固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し 土地の売買契約書の写し（初回申請時のみ） 家屋の工事請負契約書等の写し（初回申請時のみ） 新設した設備に係る償却資産申告書に準ずる書類（初回申請時のみ） 土地・家屋の登記事項証明（初回申請時のみ） 埋蔵文化財試掘調査補助金 貸工場新設奨励金（初回時）の申請と同時 貸工場新設奨励金等交付申請書（様式4） 試掘調査に係る請負契約書等の写し 試掘調査に係る見積書又は請求書の写し
奨励金等の請求	奨励金等の交付申請と同一年度内に請求してください。 奨励金等交付請求書（様式6）及び関係書類 奨励金等は年間分を一括して、年度末又はその翌月に振込みます。

土地を売却する場合（法人・個人）

対象者	<p>対象事業を開始する事業者（対象事業者）に事業用地として土地を売却する者が対象です。</p> <p>不動産の売買を業とする者は対象外。</p> <p>対象事業者が市の認定を受けていなければなりません。</p>
対象地域	市内の工業地域及び準工業地域
売却規模	<p>規模の制限はありませんが、売却先の対象事業者がその事業用地を使って対象事業を開始する必要があります。</p> <p>土地の売却は、所有権の移転日が、21年1月1日以降であって、かつ対象事業者の立地計画認定申請日から前3年以内又は申請日以降であること。</p>
支援内容	<p>事業用地提供奨励金</p> <p>売却した土地に係る固定資産税及び都市計画税の1/2を助成（限度2,000万円）します。</p> <p>所有権移転日の属する年の1月1日に賦課された税額が対象。</p> <p>土地の売却は、所有権の移転日が、21年1月1日以降であって、かつ対象事業者の立地計画認定申請日から前3年以内又は申請日以降であること。</p>
その他要件等	<p>売買契約に、売却先事業者の事業継続に支障が生じるような買戻し特約等の条件が付されていないこと。</p> <p>国税及び市税を滞納していないこと。</p>
事業用地提供奨励金の申請	<p>次の期限までに申請してください。</p> <p>事業用地提供奨励金</p> <p>対象事業者が事業を開始した日の属する年度内</p> <p>事業用地提供奨励金交付申請書（様式5）</p> <p>固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し</p> <p>土地の売買契約書の写し</p> <p>土地の登記事項証明</p>
奨励金の請求	<p>奨励金の交付申請と同一年度内に請求してください。</p> <p>奨励金等交付請求書（様式6）及び関係書類</p> <p>奨励金は年度末又はその翌月に振込みます。</p>



手続きの流れ



様式第1号

伊丹市企業立地計画認定申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

伊丹市企業立地支援条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

添付書類

企業立地計画書

定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人にあっては、これらに準じる書類）

前事業年度の財産目録，収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表（個人にあっては、これらに準じる書類）

その他（別添）

企業立地計画書

平成 年 月 日記入

申請者の市税について課税及び納税状況の閲覧等の調査を行うことに同意します。

特定事業者(申請者)	法人名(屋号)			
	所在地			
	代表者職氏名			
申請時の概要	資本金			
	従業員数			
	業種・事業内容			
	伊丹市内の事業所			
企業立地の種別	新設	増設	移設	貸工場等賃借
企業立地によって行う事業内容	製造業 その他(情報通信業		自然科学研究所)業
事業内容の詳細	(取り扱い製品・役務等の概要等)			
企業立地の場所	伊丹市			
着工(予定)日	平成	年	月	日
竣工(予定)日	平成	年	月	日
貸工場等賃貸借契約日	平成	年	月	日
対象事業の開始予定日	平成	年	月	日
企業立地にかかる敷地面積及び延べ床面積	敷地面積		m ²	詳細別紙
	延べ床面積			
うち、増設・移設により増加する敷地面積及び延べ床面積	敷地面積		m ²	詳細別紙
	延べ床面積			
企業立地にかかる投下固定資産額(予定)	土地		円	詳細別紙
	家屋		円	詳細別紙
	償却資産		円	詳細別紙
	(合計)		円	

企業立地に係る工場等の従業員数(予定)	人(うち常用雇用者 人)
企業立地に際し新規雇用する常用雇用者の人数(予定)	人(うち伊丹市民 人)
交付を受けようとする奨励金等の種類	企業立地奨励金 貸工場等賃料補助金 雇用奨励金 埋蔵文化財試掘調査補助金
貸工場等新設者(予定)	条例に定める奨励措置を受けようとする貸工場等新設者がいる場合に記入 住所： 法人名/氏名：
事業用地提供者(予定)	条例に定める奨励措置を受けようとする事業用地提供者がいる場合に記載 住所： 法人名/氏名：
備 考	
添 付 書 類	法人の登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し等、発行後3か月以内のもの) 定款等の写し(個人事業主の場合は、規約等事業概要のわかるもの) 申請時の直近事業年度の営業報告書、損益計算書及び貸借対照表(個人事業主の場合は、これらに相当する書類) 事業投資額を証する書類(土地、家屋及び償却資産の売買契約書、請負契約書又は見積書等の写し等) 企業立地事業計画に係る敷地及び工場等の配置を記した図面 貸工場等を賃借する場合、賃貸借契約書又は貸借物件説明書等の写し 企業立地事業計画に係る償却資産明細書 貸工場等新設者がいる場合は、当該貸工場等に係る建設計画がわかる書類・図面(特定事業者(申請者)と共通する書類・図面以外のもの) その他市長が必要と認める書類
担 当 者 所 属	
担 当 者	
連 絡 先 住 所	
連 絡 先 電 話 番 号	

伊丹市企業立地認定事業工事着手届

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第1号に基づき、次のとおり届けます。

企業立地計画の認定	平成 年 月 日 第 号
企業立地の場所	伊丹市
届出の内容	企業立地に係る工事の着手
工事着手日	平成 年 月 日
工事完了予定日	平成 年 月 日
その他	

添付書類 工事工程表

伊丹市企業立地認定事業開始届

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第2号に基づき、次のとおり届けます。

企業立地計画の認定	平成 年 月 日 第 号
企業立地の場所	伊丹市
届出の内容	対象事業の開始
対象事業の開始日	平成 年 月 日
対象事業の開始日までに 雇用した新規常用雇用者	人(うち伊丹市民 人)
その他	

伊丹市企業立地認定事業休止・廃止届

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第3号に基づき、次のとおり届けます。

企業立地計画の認定	平成 年 月 日 第 号
企業立地の場所	伊丹市
届出の内容	対象事業の(全部・一部)の(休止・廃止)
休止・廃止(予定)日	平成 年 月 日
理由	
今後の見通し	
その他	

伊丹市企業立地計画変更申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

伊丹市企業立地支援条例に基づき認定を受けた企業立地計画を変更したいので、同条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

企業立地計画の認定年月日	平成 年 月 日	
企業立地の場所	伊丹市	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更が生じた事由		
変更予定日	平成 年 月 日	
備考		

添付書類 変更内容を確認できる書類

伊丹市企業立地奨励金等交付申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

伊丹市企業立地支援条例第3条第1項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第9条の規定により次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	企業立地奨励金 円 (固定資産税及び都市計画税の税額 円 × 1 / 2) (内訳)土地 円 家屋 円 償却資産 円 貸工場等賃料補助金 円 (月額 円 × 月分) 雇用奨励金 円 (20万円 × 人分) 埋蔵文化財試掘調査補助金 円
企業立地計画の認定日	平成 年 月 日
企業立地の区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 賃借
企業立地の場所	伊丹市
工場等の敷地面積	m ²
工場等の延べ床面積 (増設又は移設の場合は、 増加した敷地面積を記入)	m ²
投下固定資産総額	円
公害の発生防止の措置	
貸工場等の竣工の日 (貸工場等賃料補助金の 交付を受けようとする 場合のみ記入)	平成 年 月 日
対象事業の開始日	平成 年 月 日
備 考	

添付書類

上記の事実を証する書類(既に企業立地奨励金等の申請を行った際に提出した書類でその内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。)

滞納がない旨の証明書

伊丹市貸工場等新設奨励金等交付申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

伊丹市企業立地支援条例第3条第1項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第9条の規定により次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	貸工場等新設奨励金 円 (固定資産税及び都市計画税の税額 円 × 1 / 2) (内訳)土地 円 家屋 円 償却資産 円 埋蔵文化財試掘調査補助金 円
貸工場を賃貸する 特定事業者名	
対象となる企業 立地計画の認定日	平成 年 月 日
貸工場等の所在地	伊丹市
貸工場等の敷地面積	m ²
貸工場等の延べ床面積	m ²
投下固定資産総額	円
貸工場等の竣工の日	平成 年 月 日
対象事業の開始日	平成 年 月 日
公害の発生防止の措置	
備 考	

添付書類

上記の事実を証する書類(既に貸工場等新設奨励金等の申請を行った際に提出した書類でその内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。)

滞納がない旨の証明書

伊丹市事業用地提供奨励金交付申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

伊丹市企業立地支援条例第 3 条第 1 項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第 9 条の規定により次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円 (納付済の固定資産税及び都市計画税の税額 円 × 1 / 2)
企業立地する特定事業者名	
対 象 と な る 企 業 立 地 計 画 の 認 定 日	平成 年 月 日
事 業 用 地 の 場 所	伊丹市
事 業 用 地 の 売 却 日 (所 有 権 移 転 の 日)	平成 年 月 日
特 定 事 業 者 の 対 象 事 業 の 開 始 日	平成 年 月 日
備 考	

添付書類

上記の事実を証する書類
 滞納がない旨の証明書

伊丹市企業立地奨励金等交付請求書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定通知がありました下記の奨励金等の交付について、伊丹市企業立地支援条例第11条の規定により必要書類を添えて請求します。

記

- | | | |
|---|--------------|--------------------|
| 1 | 請求金額 | 円 |
| 2 | 内 訳 | |
| | 企業立地奨励金 | 円 |
| | 貸工場等賃料補助金 | 円 |
| | 雇用奨励金 | 円 |
| | 埋蔵文化財試掘調査補助金 | 円 |
| | 貸工場等新設奨励金 | 円 |
| | 事業用地提供奨励金 | 円 |
| 3 | 振込み先 | |
| | (金融機関・支店名) | |
| | (口座名義)ヨミガナ | |
| | (預金科目) | |
| | (口座番号) | |
| 4 | 添付書類 | 固定資産税又は都市計画税の納税証明書 |

伊丹市企業立地計画等承継承認申請書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

企業立地計画に係る（企業立地・対象事業）を承継したので、伊丹市企業立地支援条例第15条の規定に基づき、次のとおり承認申請します。

企業立地計画の認定日	平成 年 月 日
企業立地の場所	伊丹市
承継の日	平成 年 月 日
承継の理由	
備考	

添付書類 承継の事実を証する書類